



THE UNIVERSITY OF
SYDNEY

CHAU CHAK WING
MUSEUM

古代遺骸ガイドライン

ニコルソン・コレクション

第 1.0 版

2025 年 7 月 30 日更新

目次

Acknowledgement of Country	3
文化的配慮に関するお知らせ	3
1.0 概要	4
1.1 本文書について	4
1.2 定義	6
1.3 謝辞	6
1.4 目的	8
1.5 目標	8
1.6 基本理念	9
2.0 基準	9
2.1 法的枠組み	10
2.2 行動規範	10
2.3 先住民族の権利に関する国際連合宣言	10
2.4 ガディガル・ランドにおける国際的な遺骸のケア	11
2.5 コミュニティ協議	11
2.6 文化的配慮に関するお知らせにつきまして	11
3.0 ニコルソン・コレクション所蔵遺骸	13
4.0 コレクションのケア：収蔵・保存・管理	13
4.1 長期的なケアと保管の手配	13
4.2 遺骸の移動と取扱い	14
5.0 取得、除却、貸出	15
5.1 返還	15
6.0 アクセス	16
6.1 コミュニティアクセス	16
6.2 研究アクセス	16
6.3 公開展示	16
6.4 写真・映像	16
6.5 複製品・模型・鋳造標本	17
6.6 顔貌およびその他の復元（バーチャルリアリティや人工知能の使用を含む）	17
6.7 静思の場（リフレクション・スペース）	17

6.8 ウェブサイト.....	18
6.9 教育と学習	18
6.9.1 幼少中高 (K-12)	18
6.9.2 高等教育	18
6.9.3 公開プログラム.....	19
7.0 実施.....	19
7.1 研修.....	19
7.2 マーケティング・メディア	19
7.3 物販.....	20
お問い合わせ先.....	21

Acknowledgement of Country

The University of Sydney acknowledges the First Nations peoples of Australia as the Traditional Owners of the lands on which we work, live and create.

The University's Camperdown campus sits on the lands of the Gadigal people, with campuses, teaching and research facilities on the lands of the Gamaraygal, Dharug, Wangal, Darkinyung, Burramattagal, Dharawal, Gandangara, Gamilaraay, Barkindji, Bundjalung, Wiradjuri, Ngunawal, Gureng Gureng, and Gagadju peoples.

We recognise and pay respect to the Elders and communities of these lands, past, present and emerging, who for thousands of years have managed, shared and exchanged knowledges across innumerable generations, for the benefit of all.

These Guidelines provide guidance to the University on how to respect ancient human remains cared for by the Nicholson Collection at the Chau Chak Wing Museum located on the Country of First Nations peoples.

文化的配慮に関するお知らせ

本文書には、オーストラリアの先住民をはじめとする一部の読者にとって、文化的に受け入れがたいと感じる可能性のある、センシティブな内容が含まれている。

遺骸を保護し、尊厳を重んじるとともに、大学職員による適切な取り扱いを確実なものとするを目的とする。本文書で使用される表現は、時に困難を伴う場合がある。シドニー大学は、オーストラリアの先住民が、遺骸を単なる「もの」ではなく、祖先そのものと見なしていることを認識している。そして、その祖先は靈性、カンントリー¹、そして現代に生きる親族との繋がりを今なお持ち続ける、人間の存在であると認識している。

シドニー大学では、19世紀半ばの設立当初から、教育・学習目的で遺骸が収蔵されてきた。最初の遺骸は古代エジプトに由来し、古代エジプトの埋葬に関する信仰や文化を示すため、棺やその他の葬具と共に収集された。その後、他の時代や地域の遺骸も入手されるようになった。これは、主にヨーロッパの収集家、旅行家、科学者、医療関係者、および考古学者によってもたらされたものである。

過去の収集方法により、文脈から切り離された遺骸は、国際的に多くの博物館や文化コレクションにとって現実となっている。その背景には様々な動機があり、主に植民地主義的な文脈に基づいていた。それらの動機は、教育目的、病的な好奇心、医学研究、優生学、民族誌学的研究、そして科学的研究など、多岐にわたる。

¹ カントリー (Country) とは：オーストラリアの先住民固有の概念であり、土地、水、文化、法、アイデンティティが一体となった、精神的・文化的に深い結びつきを持つ領域を指すものである。

1.0 概要

Chau Chak Wing (チャウ・チャック・ウィング) 博物館 (CCWM) は、当館が収蔵するあらゆる文化の祖先の方に関する、倫理的な取り組みならびに共感的で開かれた対話を先導することに尽力している (1.2 項参照)。また、当館は、遺骸を含むコレクションが植民地主義的な文脈の中で形成されたことに起因する、困難な課題を認識している。さらに、時代と共に変化する価値観や意思決定が、コレクションの扱い、展示、解釈にあらゆる媒体で与えてきた影響についても深く理解している。

現在、CCWM はニコルソン・コレクション収蔵の古代の遺骸に関する暫定ガイドラインを策定中である。この策定プロセスは、最近の包括的な研究知見、ならびに子孫コミュニティおよび当館の多様なオーディエンスとの緊密な協働に基づいている。これらの遺骸は、キプロス、エジプト、フランス、そしてイエリコの遺跡 (ヨルダン川西岸地区) に由来するものである。この分野における価値観は時代や場所と共に変化し続けるため、こうした研究と協議は現在も継続中である。CCWM は、まず古代エジプトから始め、各文化について順次、その収蔵する遺骸に関する文化特有のガイドラインを策定中である。2026年にはキプロス、次いでフランスとイエリコのガイドラインが発行される予定である。

CCWM のコレクションの収蔵は、主に西洋的な視点によって形成されてきた。この事実は認識されなければならない。当館は、この視点が、先住民族や非西洋の人々の実体験、知識体系、そして価値観をしばしば排除し、あるいは周縁化してきたことを認識している。これに対処するため、シドニー大学は、コレクションに収蔵されている故人の尊厳と人間性を尊重するという誓約を更新中である。具体的には、文化への敬意に基づく取り組みを実施し、遺骸の持つ深い意義を認識することである。さらに、文化の継承者から指導を仰ぎ、その意思と伝統が確実に守られるよう保障することなども含まれる。

倫理指針に関する既存の国内・国際的な枠組みには、隔たりが存在する場合がある。可能な限り、本文書はこうした隔たりを埋めることに焦点を当てている。そのために、文化ごとに遺骸のケアを具体的かつ明確な言葉で記述している (2.0 項参照)。

オーストラリアおよびアオテアロア・ニュージーランドの先住民族の祖先遺骸のケアと管理については、コミュニティを主体とし、協議に基づく確立された実践が培われてきた。本暫定ガイドラインは、これらを踏まえ策定されたものである。本ガイドラインは、当館のニコルソン・コレクションのケア、ならびにそれに関連する記録文書、解釈と展示、教育・研究、および教育・普及プログラムに適用される。さらに、オンライン・プラットフォーム、メディア、マーケティング、マーチャンダイジングといった当館の広報活動も対象となる。

1.1 本文書について

本文書は、チャウ・チャック・ウィング博物館のニコルソン・コレクションに収蔵されている遺骸に特化して作成されたものである。文書では、ヨーロッパ、北アフリカ、中東に

由来する遺骸のケアに関する当館の包括的なアプローチを詳述する。なお、遺骸の由来する各文化特有の一連のガイドラインが、このアプローチを補足するものである。本文書全体を通して参照され、併せて参照すべきその他の方針およびガイドラインは、以下の通りである。

- コレクション・ガイドライン（2023年2月）

<https://www.sydney.edu.au/content/dam/corporate/documents/chauchak-wing/policies-and-guidelines/ccwm-collections-guidelines2023.pdf>（英語のみ）

- レパトリエーション（返還）に関する声明

<https://www.sydney.edu.au/museum/about-us/policies-andguidelines.html>（英語のみ）

1.2 定義

祖先の方 (Ancestors): シドニー大学では、アボリジナルおよびトレス海峡諸島民の遺骸を指す用語として「祖先の方」を推奨している。しかし、すべてのコミュニティがこの呼称を望むわけではない。そのため当館は、前述の各文化特有のガイドラインに基づき、各コミュニティが優先する用語に従うものとする。

(人類) 遺骸: 本ガイドラインにおいて「遺骸」とは、かつて生きていた人々に由来する骨格およびミイラ化した遺存体を指す。これには、全身遺体や身体の一部に加え、臓器、皮膚、歯、毛髪などの軟部組織も含まれる。

これらの身体の部位は、考古学的アッセムブリッジにおいて、他の人類遺骸や動物の遺骸と混在している場合がある。また、別の目的のために転用・加工されている場合もある（すなわち「人工物化」した遺骸）。本ガイドラインはまた、遺骸を複製した写真、映像、芸術作品、鋳型、複製（物理的・仮想的）、および当館がこのコレクションを管理するための記録実務も対象とする。

1.3 謝辞

本暫定文書、およびより広範な CCWM の遺骸研究プロジェクトは、コミュニティの関係者や学術専門家と緊密に協議しながら、CCWM の遺骸諮問グループが主導するものである。諮問グループは、説明責任の確保や本暫定ガイドラインの批判的考察に加え、この分野における博物館の実践の改善・実施に対し、先進的な指針を提供するために設立されたものである。また、副学長室（先住民戦略・サービス）および CCWM の「アボリジナル・トレス海峡諸島民諮問委員会」からも、極めて貴重な指導を仰いだ。

CCWM 内部の遺骸諮問グループのメンバーは以下の通りである。

- シニア・キュレーター、ニコルソン・コレクション（諮問グループ議長）
- アシスタント・キュレーター、ニコルソン・コレクション
- シニア・キュレーター、マクレイ・コレクション
- キュレーター（文化コレクション）、マクレイ・コレクション
- 先住民遺産キュレーター、マクレイ・コレクション
- コレクション管理部門長
- シニア・コンサバター（上級保存修復士）
- シニア・レジストレーション・オフィサー（上級登録担当）
- 副館長
- 長、パブリック・エンゲージメント部門
- 議長、アクセシビリティ・インクルージョン・ワーキンググループ

加えて、以下のシドニー大学（USYD）代表者 2 名が参加する。

- シェルシアー博物館キュレーター
- 学術スタッフ（科学史・科学哲学／倫理学）*

このほか、本文書の策定にあたり専門的な指導・助言をいただいた国内の専門家は、以下の通りである。

- アリ・イブラヒム (Ali Ibrahim) 氏：チャウ・チャック・ウィング博物館 コンサバター (ウェスタン・シドニー・プロジェクト担当)

ならびに、CCWM 遺骸研究プロジェクトの共同研究者：

- ロニカ・パワー (Ronika Power) 教授：マッコーリー大学 生物考古学者
- ジャシнта・カルサーズ (Jacinta Carruthers) 氏：マッコーリー大学 歴史・考古学部 マネージャー (アクセス・参加拡大担当) 兼 非常勤講師
- アーロン・デ・スーザ (Aaron de Souza) 博士：マッコーリー大学 歴史・考古学部 名誉リサーチフェロー
- アレクサンドラ・ダブルデイ (Alexandra Doubleday) 氏：マッコーリー大学 学部生 兼 CCWM 遺骸研究プロジェクト・ボランティア

海外の共同研究者は以下の通りである。

- アリス・スティーブンソン (Alice Stevenson) 教授：ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン (UCL)、「エジプトの分散した遺産プロジェクト」
- ヘバ・アブド・エル・ガワド (Heba Abd el Gawad) 氏：ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン (UCL)、「エジプトの分散した遺産プロジェクト」
- ラフィー・セシリア (Rafie Cecilia) 博士：キングス・カレッジ・ロンドン、博物館評価専門家

多くのインターンやボランティアもまた、本研究の様々な側面を形作る上で極めて重要な役割を担ってきた。特に、以下の各氏である。

- ザラ・エル・マヒル (Zara El Mahir) 氏：シドニー大学インターン 兼 研究員 (2024 年)
- サイモン・ワイアット＝スプラット (Simon Wyatt-Spratt) 氏：CCWM エデュケーション・オフィサー 兼 データ収集担当 (2022 年)
- サブリナ・バロン (Sabrina Baron) 氏：ボランティア 兼 データ収集担当 (2023 年後半まで)

* 諮問グループの学術スタッフメンバーは、特定の専門分野や学部に限定されるものではない。将来のメンバーは、遺骸のケアに関する当館の管理およびアプローチと関連し、倫理学に造詣が深い大学の教員に依頼する可能性がある。

1.4 目的

本暫定文書は、CCWM がケアする国際的な遺骸のための、倫理的で、柔軟な、透明性のある枠組みを提供するものである。その目的は、ガディガル・ランド（ガディガルの人々の土地）において遺骸への適切な敬意を保障することにある。オーストラリアのアボリジナルおよびトレス海峡諸島民、ならびにオセアニアの祖先遺骸は、マクレイ・コレクションによって別途ケアされている。これらの遺骸のケア、および将来的な返還に向けた関係構築が、継続的に進められている。参照：

<https://www.sydney.edu.au/museum/about-us/policies-and-guidelines.html>（英語のみ）

当館がケアする遺骸は、かつて生きていた人々であり、人類共通の文化遺産の重要な一部である。したがって、当館のコレクションの中で特別な位置づけを有する。当館の文化特有のガイドラインに従い、いかなる時も、いかなる場合においても、遺骸の取り扱いと言及は、尊厳と敬意をもって行われなければならない。（例として古代エジプトの項を参照）。

これに加えて、当館は国際的な遺骸を、その本来の文化、時間、地理的文脈の中で考察する。当館のガイドラインが文化特有の性質を持つ（1.1 項参照）のは、異なる文化や時代に由来する遺骸をめぐる多様な要件、状況、考え方を認識し、そのケアへのアプローチを、現代の声、特に子孫コミュニティの声に耳を傾けながら考察するためである。

本ガイドラインは、すべての CCWM のスタッフ、関係者、研究者、学生、インターン、ボランティアに適用される。見直しおよび改訂は、CCWM の遺骸諮問グループが、年に二回（半年ごと）行うものとする。

1.5 目標

本ガイドラインの目標は、以下の四点である。

(1) CCWM がケアする国際的な遺骸に関し、そのケア、管理、記録文書、解釈と展示、教育・研究、教育・普及プログラム（物理的・オンライン形式を問わず）、ならびに関連メディア（マーケティング、マーチャンダイジングを含む）に至るまで、文化特有のアプローチを確立すること。

(2) 厳格かつ倫理的な研究手法と協議に基づいて意思決定を行い、子孫コミュニティおよび多様な博物館の公衆に対して包摂的、協力的、かつ共感的であること。

3) 博物館およびカントリーにおける国際的な遺骸のケア、管理、解釈、展示をめぐる現在の倫理的な議論やディスクールに対し、積極的に関与し、柔軟に対応するという CCWM の姿勢を明確に示すこと。

(4) 遺骸のコレクションを規律する、進化し続ける地域、国内、および国際的な基準と法律を遵守し、それらに柔軟に適応すること。

1.6 基本理念

CCWM は、遺骸の管理と展示に関する倫理的配慮をめぐる価値観が、絶えず変化していることを認識している。ここに示す理念は、当館の文化特有のガイドラインに従い、遺骸と、当館がケアする遺骸に接する多様な現代のコミュニティに対し、最大限の敬意と尊厳を表明するものである。

当館は、すべての CCWM スタッフ、学生、研究者が、情報に基づき、文化的な配慮をもって業務を遂行するとともに、そのケアを定めるすべてのガイドラインと方針を遵守できるよう、リソースを提供することを目指す。

当館は、多様なオーディエンス（オンライン・館内を問わず）にあらかじめ情報を提供し、遺骸と対面するという体験をするか否かを自ら決定できるよう支援することを目指している。さらに、博物館のコレクションにおける遺骸をめぐる議論の複雑さを、配慮と思慮深さをもって伝えることにも努めている。

2.0 基準

CCWM は、遺骸との関わりに関する倫理をめぐる、進化し続ける地域、国内、および国際的な基準を、引き続き遵守するとともに、それらに柔軟に適応していく。これには、国際博物館会議（イコム(ICOM)）の「イコム職業倫理規程」（2004年）、および世界考古学会議（WAC）の「バーミリオン協定」（1989年）が含まれる。

オーストラリアには現在、国際的な遺骸のケアに関する国内ガイドラインが整備されていない。そのため、英国の文化・メディア・スポーツ省（*UK Department of Culture, Media and Sports*）のガイドライン（2005年）を主たる参考資料として、「ニュージーランド博物館基準制度」（*New Zealand Museums Standards Scheme*）（2007年）、オーストラリア芸術局の「先住民遺骨返還に関する方針」（*Policy on Indigenous Repatriation*）（2019年）、オーストラリア国立博物館の「レパトリエーション（返還）・ハンドブック」（*A Repatriation Handbook*）（2020年）、および AMaGA（オーストラリア博物館・美術館協会）の「継続する文化方針」（*Continuous Cultures Policy*）（2005年）も併せて参照していた。

2.1 法的枠組み

CCWM は、環境遺産および文化遺産の保護に関する州法および連邦法、ならびにオーストラリアと他国との間の国際協定を遵守する。(当館の「コレクション・ガイドライン」(2023 年) 参照)

2.2 行動規範

CCWM は、博物館実務、可動遺産、ならびに遺産指定地およびその構造物に関連する国際的、国内的、および州・準州のプロトコルを遵守する。

イコム (ICOM) の「イコム職業倫理規程」(2004 年)、ユネスコ「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」(略称 文化財不法輸出入等禁止条約) (1970 年)、ユネスコ「CITES 条約 (ワシントン条約)」(1975 年)、ならびに「アボリジナル・トレス海峡諸島民遺産保護法」(*Aboriginal and Torres Strait Islander Heritage Protection Act*) (1984 年) (連邦)、「貸出中の文化財の保護に関する法律」(*Protection of Cultural Objects on Loan Act*) (2013 年) (連邦)、「貸出中の文化財の保護に関する規則」(*Protection of Cultural Objects on Loan Regulation*) (2014 年)、および「可動文化遺産保護法」(*Protection of Movable Cultural Heritage Act*) (1986 年) (連邦) の諸条件に従い行動する。

CCWM のスタッフはまた、シドニー大学の「スタッフおよび関係者のための行動規範」(*Staff And Affiliates Code of Conduct*) (2021 年) および「権限委譲規則」(*Delegations of Authority Rule*) (2020 年) の基準に従い行動する。

2.3 先住民族の権利に関する国際連合宣言

CCWM は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(2007 年) (UNDRIP、または本宣言) の原則を支持する。これには、起源となるコミュニティが「自らの文化遺産、伝統的知識及び伝統的文化表現を維持し、管理し、保護し、及び発展させる」という権利 (第 31 条 1 項、22 頁) を含む。

これは、先住民の文化的・知的財産 (ICIP) としても知られる。先住民族コミュニティに由来する遺骸は、それらのコミュニティの ICIP を代表するものである。オーストラリアの先住民族 (ファースト・ネーションズ) の遺骸に関して、CCWM は、法的義務、ならびに本方針、シドニー大学の「先住民の文化的・知的財産およびデータ主権に関するプロトコル」(以下、「本プロトコル」)²、そして先住民族 (ファースト・ネーションズ) の子

² 本 ICIP および IDSov プロトコルは、オーストラリアのアボリジナルおよびトレス海峡諸島民の人々とその文化を主な対象として作成されたものである。

孫コミュニティとの協議に従い、ICIP の権利を管理する。本プロトコルは、大学が UNDRIP（第 31 条）を尊重することを誓約している。さらに、大学は、すべての先住民の遺骸に関して UNDRIP を尊重するよう努める。

第 31 条はさらに、「人的・遺伝的資源を含む、伝統的文化表現ならびに科学、技術、および文化的表現を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する。」

先住民族の子孫コミュニティが、遺骸、サンプル、DNA、ゲノムを含む CCWM のコレクション所蔵資料に基づき、知識へのアクセス、研究、またはその発展を求める場合、CCWM は、可能な限りコミュニティのアクセス要件に従い、協働することによって、そうした要請の実現を支援する。

2.4 ガディガル・ランドにおける国際的な遺骸のケア

CCWM の遺骸諮問グループは、ガディガル・ランドにおいて国際的な遺骸を最適にケアするため、副学長（先住民戦略・サービス）室と積極的に協働し、継続的な対話を行っている。また、CCWM の「アボリジナルおよびトレス海峡諸島民諮問委員会」とも、さらなる対話を重ねてきた。シドニー大学は、子孫コミュニティのプロトコルおよびガディガル・ランドにおける要件を認識するとともに、すべての遺骸のケアが敬意をもって行われるよう尽力する。

2.5 コミュニティ協議

CCWM は、子孫コミュニティ、あるいはそうしたコミュニティが不明な場合は文化財の管理機関（例：政府当局）、ならびに多様な博物館の公衆と緊密に協働し、当館がケアする国際的な遺骸への倫理的なアプローチを作り上げるよう尽力する（3.0 項、文化特有のガイドラインー古代エジプト参照）。

当館は、当館がケアする遺骸と所縁のある適切なコミュニティまたは保護機関を特定するため、徹底的な調査を実施する。これらのコミュニティが特定できない、あるいは容易にアクセスできない場合には、当館は、関連する機関および現地の考古学当局に指導を仰ぐものである。

2.6 文化的配慮に関するお知らせにつきまして

CCWM は、当館のオーディエンスが多様であり、文化的な感受性が異なる場合があることを認識している。コレクションの遺骸を観覧することは、来館者に不快感を与える可能性もある。そのため、当館は、オーディエンスにあらかじめ情報を提供し、当館の空間において文化的に、また心理的に安心であると感じられるよう、努めるものである。

当館は、遺骸が（物理的およびデジタルを問わず）展示されている場所には、文化的配慮に関するお知らせを表示する。これらのお知らせは、入口の明確に視認できる場所に設置し、来館者が展示スペースに入る前にその内容を確認できるようにしなければならない。これにより、来館者は十分な情報を得た上で、当該展示エリアに進むか否かを自ら判断することができる。文化的配慮に関するお知らせは、適切かつ詳細でなければならない。

こうしたお知らせには、以下のような内容が含まれる。

- 遺骸は「もの」や標本ではなく、かつて生きていた「人」そのものであったと認識すること。
- 遺骸の存在が、時には強い感情的、精神的、あるいは文化的な反応を呼び起こす可能性があることを認識すること。純粋に科学的な見地からのみアプローチするよりも、こうした点への配慮が優先される。
- 適切な場合は、過度に生々しい表現を避けつつ、遺骸の種類とその意義を記述すること。
- 来館者が観覧しないことを選択できるように、遺骸と対面するための心の準備を促すこと。
- 静かに話すことや写真撮影を控えるなど、敬意ある振る舞いのためのガイダンスを示すこと。また、注意書きを表示する際は、配慮と敬意のこもった表現を用いること。
- 来館者が敬意をもって観覧するためのプロトコルを明示すること。例えば、写真撮影、録画、ソーシャルメディア投稿が許可されているかどうか、および展示室内での静粛な行動など。
- サポートが必要な場合は、博物館スタッフの連絡先を提供すること。

お知らせは、遺骸の複製物や画像に対しても同様に表示しなければならない。これには、写真、映像、芸術作品、鋳型、複製（物理的・仮想的）、およびその他の記録プロセスが含まれる。

これらのお知らせは、CCWMの「アボリジナルおよびトレス海峡諸島民諮問委員会」と緊密に協議して作成されている。CCWMは、これらの遺骸が「ガディガル・ランド（Gadigal land）」においてケアされているという事実を重視している。この事実の表明にあたっては、同委員会からの助言に沿い、敬意を持って行うものとする。

また、文化的配慮に関する通知は、CCWMのウェブサイトおよびオンライン・コレクション・カタログにも掲載されている（7.1項参照）。

障害のある来館者にも配慮が行き届くよう、「Accessible Arts」や公共空間における障害者の権利を擁護する関連団体の助言に基づき、博物館の公共スペース（オンライン・館内を問わず）に、さらなる「配慮に関するお知らせ」を追加する場合がある。

3.0 ニコルソン・コレクション所蔵遺骸

ニコルソン・コレクションにおいて、CCWM はキプロス、エジプト、フランス、そしてイエリコ（ヨルダン川西岸地区）の遺跡から出土した人々の遺骸を適切に保管している。その中、最も大規模な遺骸コレクションは、1950年代にシドニー大学の支援を受けてキャスリーン・ケニオンが発掘したイエリコにおける考古学的文脈に由来するものである。また、考古学的文脈からの遺骸はキプロスよりも収集されており、主に1950年代から1960年代にかけてバジル・ヘネシーとジェームズ・スチュワートによって発掘されたものである。

最初のエジプト人遺骸は1856年から1857年にかけてチャールズ・ニコルソン卿によって収集され、1860年に同氏より博物館に寄贈された。当館では全身が揃った防腐処理済みの個体や体の部分、頭部、手足、幼児の脚一対、骨片、歯、髪束などを含めて所蔵している。

これらは様々な出所から寄せられたもので、チャールズ・ニコルソン卿、カイロ博物館の王家の遺骸に対する初のX線撮影を担当したカイロ勤務のオーストラリアのグラフトン・エリオット・スミス医学博士の子孫のほか、第一次世界大戦や第二次世界大戦に従軍した兵士を含む、複数の個人収集家や寄贈者が含まれている。

ニコルソン・コレクションには、ジャン・サン・ピュール（「無畏のジャン」、1371-1419年）とその子孫の遺骸の一部を収めた聖遺物箱も含まれており、18世紀末から19世紀初期のもので、これらはコレクション内で唯一のフランス由来の遺骸です。

1870年にエドワード・リーヴが出版したコレクションの初版目録（当時はシドニー大学古代博物館として知られていた）には、F・オブライエン氏より博物館に寄贈された三体のオーストラリア先住民（アボリジナル）祖先の部分遺骸が記録されている。これらの遺骸は1980年代にマクレイ博物館の保管下に移管された。

当館が保管する海外由来の遺骸の完全な目録は、ご要望に応じて提供可能であります。なお、第1.1節に言及されている、個別文化特有のガイドライン（作成中）もご参照ください。

4.0 コレクションのケア：収蔵・保存・管理

CCWM が所蔵する全てのコレクションは、博物館における最善の実務基準に準拠している（『コレクション・ガイドライン 2023』参照）。CCWM は、可能な限り、関係する子孫コミュニティの文化的プロトコールとプロセスに沿って、遺骸を取り扱うことを約束します。この約束には、保管、移動、保存処理の実践が含まれます。

4.1 長期的なケアと保管の手配

CCWM は、博物館の文化特有のガイドラインガイドラインに従い、遺骸の取り扱い全般において尊重と文化的配慮を確保することを目指します。これに含まれるのは：

- 遺骸を言及する際には、科学的分類名ではなく、文化的に配慮された表現を用いる。例：「[〇〇文化（民族）] の遺骸」と表記する。
- 遺骸の由来と文脈を詳細に記録する
- 遺骸を保管する部屋は安全な場所であり（施錠可能で主要な活動範囲には設置していない）、収蔵品の管理作業のため（建物維持管理、空調、清掃など）入室が必要になる職員や請業者向けに、文化的安全に関する掲示を適切な周知を行う。これには、事前許可なく入室されない者を明記することも含まれる。
- 可能な限り、ICOM（国際博物館会議）の博物館基準に準拠した保管環境を維持するため、これには温湿度の管理、総合的な害虫管理などが含まれる。これらの基準は、遺骸の長期的な保護と適切なケアを確保するために継続的にモニタリングされる。
- 遺骸は、誤って観覧されるのを防ぐため、適切な箱入り容器に収められて、地理的や文化的起源に基づいて保管される。
- 遺骸の保管には、無酸性の保存用（アーカイバル品質）材料のみを使用すること。事前の許可なしに妨害やアクセスを防ぐよう、特注の収蔵用箱には明確なラベルを貼れつけられること。
- 遺骸の周辺や保管区域内では、静粛で敬意ある行動を維持する（文化特有のガイドラインに従い）。

4.2 遺骸の移動と取扱い

遺骸の安全な移動に関する研修を受けた、限られた数のコレクション管理スタッフが、遺骸のケアと取り扱いを担当する。これらの職員は、遺骸へのアクセスまたは移動が行われる場合に事前に連絡を受け、立ち会う。該当する職員には、コレクション管理部長、上級保存修復士、およびコレクションケア・アクセス部の上級登録担当官が含まれる。彼らは、最大限の注意や慎重をもって職務を遂行し、遺骸の取り扱いおよび移動が不可欠な場合にのみ行われることを保証する。

職員は、防護服、手袋、マスクを着用し、遺骸との直接接触を避ける。また、安全な取扱いを確保するため、「労働安全衛生ガイドライン」を遵守する。

これらの職員は、関連した学芸員と相談し、子孫コミュニティからの助言に基づいて必要な文化的プロトコールを確認する。遺骸の移動に関するプロトコールには、特定の準備や取扱い方法、儀礼的配慮、または文化的伝統に基づく制限などが含まれる場合がある。

遺体の取り扱いは、当館の文化特有のガイドラインに従い、敬意、配慮、注意、思いやり、そして尊厳などをもって慎重かつ繊細に行われる。これらの遺骸が単なる物体ではなく、かつて生きていた人々であることを認識する。

職員は、防護服・手袋・マスクを着用し、遺骸に直接触れることを避ける。また、安全な取扱いを確保するために、「労働衛生安全ガイドライン (Work Health and Safety Guidelines)」を遵守する。

遺骸を直接扱う職員は、文化的、宗教的、個人的な理由で感情的負担や苦痛を感じる場合がある。CCWM は人骨の取り扱いと管理に携わる職員の心身の健康を守るため、支援を提供する。

5.0 取得、除却、貸出

シドニー大学は、人の遺骸に関するいかなる取得、除却、処分または貸出についても、関係する子孫コミュニティ事前に知られた、自由意志のある同意を得ることなく検討しないことを約束する。また、関連する国内機関、政府機関と協議し、「コレクション指針 (2023)」に定められた取得方針に従って行うものとする。

5.1 返還

第 2.3 項に従い、CCWM は「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(UNDRIP) 第 1 条の原則を支持する。これには、起源となるコミュニティが自らの文化遺産、伝統的知識および伝統的文化的表現を「保持し、管理し、保護し、発展させる」権利 (第 31.1 条) を含む。

CCWM は、遺骸の返還や返還請求を検討する際、起源となる国またはコミュニティの関係当局およびコミュニティ代表者と合作し、誠実かつ透明性のある、開かれた対話を行い、事案ごとに行う。

国際的な返還要請は、関連する起源となるコミュニティとの相談を通じて行い、その特定の文化的慣習及び手続に関する助言に従って対応する。

コレクション・ガイドライン、2023 (第 1.5.7 節) を参照してください。また、エジプトの返還申請に関しては、文化特有のガイドライン—古代エジプト (第 7.0 節) をご参照ください。文化特有のガイドラインも参照してください。

さらに指導が必要な場合、CCWM はオーストラリア国立博物館の「オーストラリア先住民とトレス海峡諸島民の祖先遺骸管理および返還方針」も参照することがある。

返還に関するあらゆる要請は、CCWM の「遺骸諮問グループ」によって審議される。詳細については、ニコルソン・コレクション上席学芸員、メラニー・ピトキン博士 (Dr. Melanie Pitkin) まで問い合わせてください。

6.0 アクセス

CCWM のすべてのコレクションは、『コレクションガイドライン (2023)』に従ってアクセスされる。収蔵庫で保管されている遺骸へのアクセス、ニコルソン・コレクションの上級学芸員を通じて申請が承認された訪問者、または認可を受けた職員にのみ許可される。

「文化特有の個別ガイドライン」— 例：古代エジプト（第 6.0 節）— も参照してください。

6.1 コミュニティアクセス

コミュニティメンバーは、ニコルソン・コレクションの学芸員との正式な連絡を通じてコレクションへのアクセスを申請できる。遺骸に関連した起源となるコミュニティのメンバーに対して、不当にアクセスを拒否されることはない。すべての申請は、CCWM の「遺骸諮問グループ」によって審議される。アクセスが許可された場合、CCWM は文化的プロトコルを整備し、障害のある方が安全にアクセスできるよう配慮する。

6.2 研究アクセス

遺骸に関する研究およびアクセスは、CCWM の標準『研究申請書』および内部承認手続きに従い、「遺骸諮問グループ」の審査を経て許可されます。これらの文書は請求に応じて提供される。

「文化別ガイドライン — 古代エジプト（第 6.1 節）」も参照してください。

6.3 公開展示

CCWM は、遺骸諮問グループ（第 6.7 節）の審査を経た上で、文化や事案ごとに、ギャラリー内展示およびオンライン展示における適切な展示方法を検討する。公開展示は、それぞれの起源となるコミュニティまたは代表機関からの助言に基づき、文化的プロトコル・希望と手続きを厳格に遵守して行われる。詳細については、「文化特有のガイドライン — 古代エジプト（第 4.0 節）」を参照してください。

6.4 写真・映像

CCWM はギャラリー内において、遺骸の写真・映像の撮影を許可しているが、ラベルテキスト（執筆時点で作成中）や館内ツアーの解説では、来館者に対し、撮影の動機や使用目的について熟慮するよう促している。商業目的での使用は、その動機や影響について十分に検討され、かつ CCWM の明示的な許可がある場合を除き、許可されない。

博物館内ではフラッシュの使用は禁止されている。遺骸の撮影および映像記録に関する CCWM のメディアおよびマーケティング方針については、第 7.2 節を参照してください。収蔵庫内で保管中の遺骸を撮影または映像記録する場合は、CCWM の「遺骸諮問グループ」による審査を経て、事案ごとに許可されることがある。

6.5 複製品・模型・鋳造標本

遺骸の複製や模型の作成と利用については、「遺骸諮問グループ」による審査を経て、事案ごとに決定する。これには、CT スキャンによる 3D 可視化、3D プリント、模型、鋳造物、購入した複製品が含まれる。外部からの、第三者による 3D 可視化、プリント、模型、鋳型、またはその他の複製物の作成に関するデータ提供の申請についても、同様の取り扱いとなる。

6.6 顔貌およびその他の復元（バーチャルリアリティや人工知能の使用を含む）

CCWM では、現在のところ、当館が保管する遺骸の顔貌やその他の復元作業は行っていない。しかし、CT データを用いた遺骸のバーチャル・モデリングは、現在も博物館の展示室で公開している。当館のコレクションに含まれる遺骸を用いた面部やその他の復元の実施申請は、「遺骸諮問グループ」が審査し、以下の条件が満たされる場合に限り、許可される可能性がある。すなわち、プロジェクトの目的が明確であること、子孫コミュニティが関与していること、当該資料がコミュニティと研究の両方に益をもたらし、過去の復元事業によって生じた害を再生しないことが証明されていること。

6.7 静思の場（リフレクション・スペース）

CCWM では、来館者が心身を落ち着けるための室外スペースを設けている。遺骸を観覧した際やその後に生じる感情的な反応から一息を取るため、来館者はこのスペースを使って休息することができる。将来、この場を来館者に分かりやすく示す案内表示を設置する予定である。現時点では、このスペースの詳細情報や写真を以下のアクセシビリティページでご覧いただける。

<https://www.sydney.edu.au/museum/about-us/accessibility.html>

また、館内でのサポートが必要な場合は、親切な受付スタッフまでお声がけください。CCWM は、アボリジナルおよびトレス海峡諸島民諮問委員会やその他の文化アドバイザーと協力し、展示を訪れる可能のある先住民の方や文化・言語的に多様な来館者によるこのスペースが文化的配慮のある、心地よいに感じられます。この件に関してご意見やフィードバックがある場合は、「遺骸諮問グループ」委員長または CCWM 「アクセシビリティグループ」委員長のケルシー・マクモローまでご連絡ください。

6.8 ウェブサイト

CCWM は、実際の施設内での方針と同じ理念をオンライン上でも採用している。「来館のご案内 (Plan Your Visit)」ページには、遺骸の展示に関する文化的配慮のある注意事項が提供されている。また、CCWM のコレクション検索システムでも、オンラインカタログ上に文化的配慮のある注意事項が提供され、ユーザーが遺骸の画像に閲覧する可能性を事前の注意を促している。

6.9 教育と学習

6.9.1 幼少中高 (K-12)

ニューサウスウェールズ州の初等・中等教育カリキュラムでは、遺骸の研究とそれらに関する倫理的取扱いが学習内容の一部として組み込まれている。特に以下のシラバスに明示されている：

- 小学校 3・4 年生 (ステージ 2)：「人間社会とその環境 (HSIE)」シラバス (2024 年発行、2027 年施行予定)
- 中学 1・2 年生 (ステージ 4)：「歴史 (K-10)」シラバス (2024 年発行、2027 年施行予定)
- 高校 2・3 年生 (ステージ 6)：「古代史」シラバス (2017 年発行、2027 年改訂予定) — 「古代史の探究」六つの単元では、遺骸の取扱いや展示に関する学習が含まれている。
- ステージ 6：「歴史拡張」シラバス (2017 年発行、2026 年改訂予定)

幼少中高学生の教育課程において、遺骸は学習内容に含まれており、CCWM の訓練を受けた教育担当者が、学生の年齢層やカリキュラムの要件に応じて教材や案内資料の内容を調整している。すべての授業では、遠足の準備段階および CCWM 入館時の事前に、文化的配慮に関するお知らせが配布され、該当するギャラリーに入る前にも再度周知される。また、学生向けに作成されたデジタル教材やその他の教育資材でも同様の内容が補強されている。ニューサウスウェールズ州のカリキュラムに沿って、収集・研究・展示における遺骸の倫理的問題について、年齢に応じた議論を行うことは、博物館の学校向けアウトリーチ活動における重要な役割となっている。

特に古代エジプトの防腐処理された遺骸に関する K-12 教育や学習活動については、文化特有のガイドライン—古代エジプト (第 6.3.1 節・第 6.3.2 節) を参照してください。

6.9.2 高等教育

遺骸の研究およびそれに伴う倫理的配慮は、CCWM のギャラリーや学習スペースで、高等教育の学生と教職員を対象に行われる。学習スペースでの研究や学習目的で遺骸の利用

を申請する場合は、「遺骸諮問グループ」による審査を経て、事案ごとに許可が与えられる。申請は、シドニー大学内の教員・学生だけでなく、外部機関からも提出することが可能です。

学芸員は必ず、それらの研究の目的や影響を慎重に検討し、可能な場合は関連する起源となるコミュニティに相談する必要がある。また、遺骸の研究や学習利用に関しては、文化的プロトコールや手続きに従わなければならない。特定の遺骸を研究や学習に使用することについて、既知の文化的反対意見がある場合、CCWM はこれらの意見を尊重する。

6.9.3 公開プログラム

遺骸の研究に関する講演会、セミナー、パネルディスカッションの開催が行われることがありますが、「遺骸諮問グループ」の審査を経て実施される。CCWM の企業向け活動（コーポレート・エンゲージメント・プログラム）には遺骸は含まれないが、事案ごとに「諮問グループ」の審査を経て検討されることがない。企業向け活動や公開講演会、セミナー、パネルディスカッションで遺骸を使用する場合には、関連する起源コミュニティの自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意得る必要がある。また、これらの目的で遺骸を使用する際には、文化的プロトコールや手続きに従わなければなりません。特定の遺骸を公開プログラムで使用することについて、既知の文化的反対意見がある場合、CCWM はこれらの意見を尊重する。

7.0 実施

7.1 研修

すべてのスタッフ、ボランティアと関連するインターンは、CCWM の「遺骸研究プロジェクト」に関する研修セッションを受けることが義務付けられている。その研修では、本ガイドラインの策定過程およびその理念についても取り扱う。CCWM は、有給・無給、臨時・常勤を問わず、すべてのスタッフ間で共通の理解とメッセージを確立し、それをすべてのプラットフォームを通じて来館者に一貫して伝えることに特に注力している。

本ガイドラインの更新や博物館の実践に関する変更は、月例の全スタッフ会議で共有される。スタッフは、CCWM 「遺骸諮問グループ」に対してフィードバックや質問を行う機会が与えられ、全員が情報にアクセスでき、積極的に参加できる体制が整えられている。

7.2 マーケティング・メディア

CCWM は、SNS を含むあらゆるマーケティングや広報資料において、遺骸の画像を使用しません。また、第三者による CCWM 所蔵遺骸の画像使用も同様に許可していません。

※補足：2024 年以前、遺骸の画像は博物館のマーケティングや物販に使用されていた。これらの画像は、ウェブアーカイブを通じて過去の博物館ウェブサイトを確認できる場合や、過去に使用許可が与えられた第三者のサイトで閲覧できる場合がある。

7.3 物販

CCWM は、遺骸および関連テーマに関する全ての販売商品を慎重に審査する。提案された商品は遺骸諮問グループの審査を受け、承認済みの商品についても継続的にモニタリングを行う。商品化に際しては、文化的手続きを尊重する必要がある。特定の遺骨の使用に対して文化的な異議がある場合、CCWM はその意向を尊重する。

CCWM は、遺骸に関連する商品およびそれに密接に関連する商品について、すべて慎重に審査し、本ガイドラインに沿った内容であることを確認する。提案される関連商品はすべて CCWM 「遺骸諮問グループ」による審査を受け、以前に承認された商品についても、委員会の継続的な任務として監督される。これらの商品は、遺骸の使用に関する文化的プロトコルや手続きに従う必要がある。特定の遺骸を物販に使用することについて、既知の文化的反対意見がある場合、CCWM はそれらの意見を尊重する。

お問い合わせ先

メラニー・ピトキン博士（ニコルソン・コレクション 上席学芸員）：
melanie.pitkin@sydney.edu.au

キャンディス・リチャーズ（ニコルソン・コレクション 学芸員補佐）：
candace.richards@sydney.edu.au

来館やご案内に関するお問い合わせは、博物館の受付カウンターまでご連絡ください。
+61 2 9351 2812

sydney.edu.au/museums

CRICOS 00026A

